

令和２年第４回笠松町議会定例会会議録（第３号）

令和２年12月16日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

- １．本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応 招 議 員

議 長	7 番	伏 屋 隆 男
副 議 長	4 番	尾 関 俊 治
議 員	1 番	間 宮 寿 和
〃	2 番	關 谷 樹 弘
〃	3 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	川 島 功 士
〃	6 番	田 島 清 美
〃	8 番	岡 田 文 雄
〃	9 番	安 田 敏 雄
〃	10 番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

- １．本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出 席 議 員

応招議員に同じ

欠 席 議 員

な し

- １．地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	那 波 哲 也
企 画 課 長	山 内 明
環 境 経 済 課 長	伊 藤 博 臣
教 育 文 化 課 長	田 島 茂 樹

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	平 岩 敬 康
書 記	早 崎 千 穂

1. 議事日程（第3号）

令和2年12月16日（水曜日） 午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第84号議案 笠松町議会議員及び笠松町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
- 日程第3 第85号議案 公共施設使用料等変更に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第4 第86号議案 笠松町公共施設の共通使用手続に関する条例について
- 日程第5 第87号議案 笠松町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 第88号議案 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 日程第7 第89号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第8 第90号議案 令和2年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 第91号議案 令和2年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 第92号議案 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について
- 日程第11 第1号請願 日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書採択についての請願

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） 昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

3番 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、先日12日の後援会の事務所開所式での町長さんの言葉に感銘を受けました。それは、町長さんの決意表明と同時に、笠松のPR、笠松町の立ち位置、議員の存在感と今後の行動の重要性を強く感じました。笠松町のためにお礼を申し上げておきたいと思えます。

それでは、質問に入ります。

笠松町は、期待の持てないときが長く続いてきました。古田町長が誕生してから、笠松町をよくする、笠松町を変えようという町長の強い思いが前面に出て、町民に期待と希望を与え、笠松町が動き始めたと思って期待もしております。

今年に入り、日本で新型コロナウイルス感染者が最初に確認されたのが1月15日であります。

岐阜県で最初に確認されたのが2月26日、笠松では4月5日、そして12月14日現在28人となりました。

新型コロナウイルスの感染の第1波の推移は、大型イベントの2週間自粛要請、週末の外出自粛、不要不急の往来の自粛、全国一斉の臨時休校の要請などが出るなど、人々は外出を控えざるを得ない事態となりました。

日本で3月に感染者が1,000人、死亡者が50人を超え、それから4月1日にはアベノミクスで有名な安倍前首相が布マスクを全世帯に配付する時点では感染者が1万人を超え、死亡者も400人超えとなりました。

原因としては、飛沫感染と感染した人の手にウイルスがついたまま、ドアノブ、手すりなどに移り、そこから他人にうつる接触感染などが主なルートですが、それらに当てはまらない感染経路もあり、感染が拡大していったものと思われます。

3月には、タレントの志村けんさん、4月には俳優の岡江久美子さんが亡くなり、話題となりました。4月16日に緊急事態宣言の対象区域が全国に拡大され、一方で国民一人一人に対

して一律10万円の給付をするという表明がありました。

さて、本題の笠松町のテイクアウト（お持ち帰り）・デリバリー（宅配）クーポン券事業の参加申込みについての問題点についてであります。

第1点は、参加店申込書の期限は5月7日となっているのに、町民に配付をされたチラシには5月1日現在となっており、期限前に締め切られ、チラシが作成されており、5月2日以降に申込みをされた店舗にはチラシには掲載がされておらず、町民に対しては紙ベースで知らされていません。不平等な扱いとされている点があります。

第2点は、商工会のメンバーの飲食業者、食品販売業者への笠松町テイクアウト・デリバリークーポン券参加申込書には、暴力団、暴力団員、暴力団の準構成員、もしくは関係者、暴力団関係企業でないことを誓約しますとなっており、現在、商工会の加入者に非常に失礼な表現になっている点であります。

3点目は、笠松町テイクアウト・デリバリークーポン券そのものについての制約です。

1、笠松町商工会メンバーの飲食業、食品販売業者の26店舗しか利用ができない。2番目として、1会計1枚しか利用ができない。3として、購入の50%以下しか利用ができないなど、3点があります。中でも、1会計1枚しか利用できないとクーポン券に書かれていますが、商工会のメンバーの方さえ、我々の仲間さえ知らないうちに決定され、印刷された経緯があると聞いています。

そして、参加店舗でも、1会計1枚しか使用できないと言われる店舗もあれば、家族の人数分の枚数、例えば4人家族であれば4枚まで使用可能と言われる店舗もありました。ひどい店舗では、全部、つまり3,000円分を1回で利用できる店舗さえあったと聞いております。

笠松町の予算を笠松町内の商工会加入店舗で使用してほしいという意図はよく理解できますが、利用者、つまり町民にとっては制約というか、使用するための条件が多く、利用しづらいクーポン券となっている気がします。

このように、印刷されたとおりに使用されず、途中で使用枚数の変更や参加店舗への連絡が不徹底であったり、利用者にはその旨が知らされていないのが現状であります。

商工会は、この事業を笠松町と相談、指導を受けながら進められ、また笠松町はチラシの配付を10万円の申込書、特定定額給付申請書に同封するなどして関わっているにもかかわらず、こんな雑な事業、たった26店舗にも連絡が徹底できないような商工会の補助事業にするには疑問を持たざるを得ません。

商工会でテイクアウト・デリバリーを進めてもらい、内容をよく確認してから補助事業にされてもよかったのではないかと思います。そこまで町が関わるのであれば、町民が利用しやすい参加店舗に多くの金が落ちるように町で内容などを決定され、私は補助事業ではなく、委託事業とすればよかったと思っております。

次に、テイクアウト・デリバリークーポン券の5月15日から使用期日最終日の8月31日までの利用結果についてですが、クーポン券の各店舗の利用額は30万円台の店舗が7店舗、20万円台が6店舗、10万円台が8店舗などとなっており、全店舗で利用があり、最低は5,700円の店舗があったとのことでございます。

また、テイクアウト・デリバリークーポン券の参加店舗は、5月1日現在の26店舗から8店舗増えて34店舗になったとのこと。そして、商工会に新規加入が3店舗あったことから、この事業の商工会の加入のきっかけになったことはよかったと思っております。

一方、利用者の声としては、松枝方面に店が多く、下羽栗方面に少ないので利用に困った。あるいは、1人1枚ルールが使い勝手が悪かった。いろいろな店でバリエーションがあり、楽しめたなどの意見がございました。

また、店舗の声としては、コロナ禍でダメージを受けていたので救済となった。あるいは、テイクアウトメニューについていろいろ考えるきっかけとなった。県の休業要請協力金の期限終了後すぐのタイミングであったので感謝していると、あるいは15日締めで月末払い、月末締めで翌月の15日払いとなっており、1か月後しかクーポン券の代金が入金されないので仕入れに自己資金を立て替えなければならず、もっと早くできなかったのかとの意見があったそうです。

私は、通常の日常生活におけるテイクアウト・デリバリーは、当日の30分、あるいは60分前に予約が対応できるものと考えておりますので、笠松町のテイクアウト・デリバリーがもっと発展することを希望するものであります。

そこで、以下3点について質問をいたします。

1としまして、笠松町テイクアウト・デリバリークーポン券の最終の利用状況はどうであったか。2番目として、笠松町の補助事業なのになぜクーポン券のチラシを10万円の特別定額給付金申請書に同封する必要があったのか。3としまして、この事業は非常に反省点が多いが、成功したと考えているのかという点についてお尋ねをいたします。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 高橋議員さんからの、笠松町テイクアウト・デリバリークーポン事業についての御質問に対する答弁をさせていただきたいと思います。

この春、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大する中、岐阜県でも県内の感染状況を踏まえて4月10日に非常事態宣言が出され、また4月16日には、政府より全都道府県に対し緊急事態宣言が発令され、外出自粛の徹底要請や人の集まる店舗などの休業、あるいは営業時間の短縮が求められました。

当時、町内の多くの飲食店は店内飲食の自粛や営業規模の縮小などにより経営が困窮している状況でしたが、そのような中でも営業スタイルをお弁当をメインとしたテイクアウト・デリバリー主体の経営に切り替え、存続に向けて取り組む店舗が多く存在し、町商工会ではその会員情報をリスト化し、チラシやホームページを作成して広く町民に周知しようと計画しておりました。

このテイクアウト・デリバリークーポン券事業は、より売上げに貢献できるよう、また外出自粛が続く町民の皆様へ食事提供の機会を支援しようと、町がコロナ臨時交付金を活用してクーポン券の補助額を全額負担するものとして実施しました事業であります。本事業の最終的な実績は、参加店舗34店舗、参加店舗全てで利用実績がありました。クーポン券換金総額582万7,300円、クーポン券利用枚数1万8,167枚、利用実績金額ベース27.3%、発券ベース25.6%となっております。

一般的なクーポン付チラシの利用率は0.3%から7%ほどと言われており、今回のクーポン券事業の実績が決して低い数字ではないとかがえます。また、第2弾の生活応援クーポン券事業は、対象の職種の増加や使用方法、長期の利用期限と利便性を高め、12月10日までの実績はクーポン券換金総額1,130万4,500円、クーポン券利用枚数2万2,609枚、利用実績、金額ベース、発券ベースとともに53.0%となっております。

続きまして、クーポン券のチラシを10万円の申請書に同封したいきさつについてでございますが、本事業は緊急事態宣言等による外出自粛要請の影響が大きい店舗、あるいは町民の皆様に対し何とか素早く対応できないものかと町と商工会で検討を重ね、企画立案から参加店舗の募集、クーポンチラシのデザインや印刷、ホームページの作成、店舗への事業説明などを4月30日の臨時議会での予算措置、5月11日からの特別定額給付金申請書への同封による町内全世帯への配付まで非常に短い準備期間でありましたが、実現することができました。議員御指摘の申請書への同封についてであります。本クーポンを町内全世帯にくまなく配付するには、住民基本台帳に記録されている世帯情報と連動したシステムにより打ち出した定額給付金申請書に同封することが一番早く、確実でありました。この定額給付金は、当町でも99.57%の世帯が申請したこと、非常に関心度が高く、郵送で届きましたら必ず開封し、本クーポンが多くの皆様の目に留まっていたいただけたとの思いから同封させていただきました。

また、本クーポンを別途郵送した場合には約85万円の経費がかかりますが、同封することにより事業費の削減、加えて作業人員も定額給付金事業の従事職員を充てることができ、事務効率の向上にもつながったものと考えております。

続きまして、非常に反省点が多いが成功したと考えているのかという御質問に対してでございますが、これまでの答弁で述べましたように、この事業は緊急事態宣言による外出自粛要請中、または解除後に速やかに飲食店の業績回復が図れるようスピード感を持って実行いたしま

した。

クーポンの利用方法やお店側の取扱いについて一部徹底が行き届かない部分もあったかと思いますが、大きな混乱もなく、おおむね順当に実施できたものと認識しております。

御指摘の問題の1つ目、チラシ掲載の不平等につきましては、チラシ印刷の締切りにより5月1日を期限に商工会職員が全ての飲食部会員45店に事業周知を行い、参加の申込みやチラシ掲載原稿の集約をいたしました。締切り後に申込みのあった会員や、非会員の店舗につきましては、チラシに掲載されず、ホームページでの周知になることを了承した上で申込みをされております。

2点目の、参加申込書における暴力団等との無関係の誓約であります。商工会では平成23年4月の岐阜県暴力団排除条例施行に伴い、多くの事業で反社会勢力ではない誓約書を取ることになっており、今回も新規に参加する飲食店が反社勢力でないと限らないため、このような参加申込書としました。この暴力団排除条例による誓約は全国的な動きであり、国の予算を活用し、全国商工会連合会が実施する小規模事業者持続化補助金事業申請書にも同様の記載があり、商工会関連の書類では一般的で、特に失礼な表現ではないと思われまし、実際にこの文面に対し、商工会へは参加店からの苦情は一切ありませんでした。

3点目のクーポン券の使い方ですが、町では、商工業の発展を商工会とともに推進しており、今回の事業は商工会員店舗に限定して実施させていただきました。非会員の方々には、今回のような事業をきっかけに会員になっていただくよう加入の促進を図り、御存じのとおり、3店舗の新規加入がございました。

また、1会計1枚、50%以下の利用につきましては、リピーターとして何回もお店に足を運んでほしい、いろんなお店の弁当を試してほしい、半額以上を利用者が負担することにより、金券での利用に比べ売上げ増につながる。ひいては、リーマンショック時以上に落ち込んだ地域経済の回復に少しでも寄与したいとの思いからの事業設計をいたしました。

いずれにしても、本事業については、あのタイミングでクーポン券を素早く全世帯に配付し、飲食店支援が実行できた。また、町民の皆様にとっても新たな飲食店利用のきっかけにつながった。店舗側からも、休業要請後・客足を遠のき、このタイミングでテークアウトを推奨する事業はとてありがたかった。近隣市町と比べ、とても早い取組であり助かった。クーポンをきっかけに、テークアウトへの新たな取組ができたなどの感想をいただき、非常に意義があったものと思っております。また、このスピード感に対して、SNSなどでもよい評価を受けております。

このほかにも、5月末にはまちの駅主催によるドライブスルーイベントを実施されたところ、テレビ取材等もあり、非常に多くの方が来場され、用意した全てのお弁当を売り切ることができ、各店舗が連携し、行政にあまり頼らず、自立して主体的にイベントが運営できたといった

効果もあったものと考えております。以上であります。

〔3 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○3 番（高橋伸治君） ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

チラシの掲載の不平等につきましては、各店舗へ申込みの前に締め切られておりましたが、商工会の職員の方が全ての飲食店部会の方45店舗を確認してあったということでございますので、了解をいたしました。

まず、参加申込書における暴力団との無関係の誓約についてをお尋ねいたします。

今回も新規に加入する飲食店の反社会勢力でないと限らないための答弁がございましたが、今言われたように、あくまでも新規ということでお答えがございますので、質問させていただきます。

現在、商工会に加入しておられる店舗への笠松町テイクアウト・デリバリークーポン券の参加申込書となっておりますので、原本をちょっと確認いただきたいと思います。

あわせて、参加店舗から苦情が一切なかったということでございますけれども、それでよいのかということでございます。大変失礼な言い方でございますけれども、現在、商工会のメンバーの参加しておられる方に再度そういう暴力団の誓約を取るということが文句がなかったからいいかどうかということについて、まずお尋ねをします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） この件に関して、商工会にはそういったクレーム等はなかったというふうに承っております。

〔3 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○3 番（高橋伸治君） 取りあえず、了解しました。分かりました。

それでは、次の質問に移ります。

先ほど、最終実績について答弁がございましたが、利用金額ベースで27.3%という答弁がございましたが、これは予算執行ベースの話でございまして、私はクーポン券の利用実績について尋ねておりますので、再度質問をいたします。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

先ほど町長が御答弁させていただきました実績につきましては、高橋議員が言われますように、予算ベースでの実績ということで御報告、御答弁をさせていただきました。

以前の全員協議会でも御説明をさせていただきました、進捗状況ということで御説明をさせ

ていただきましたときに、事業費、いわゆる予算額に対してその時点での実績というのをそのときも御説明をさせていただきましたので、今回も同様に予算額に対する実績ということで御答弁をさせていただきました。高橋議員が言われるように実際に配付をした世帯数を基に実績、執行率を出しますと、金額ベースでは21.6%、発券ベースでは20%という実績になります。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） ありがとうございました。

一応、この実績ということで、これから公表されるときはぜひ27.3じゃなくて21%ということで公式表明をいただきたいというふうに思います。

続きまして、まちの駅主催によるドライブスルーイベントが実施をされて、行われまして、非常に好評だったと聞いております。

テークアウトのきっかけになったということでと思いますが、あくまでもこれは一過性のイベントであると思います。その点について、町長のお考え方をお尋ねいたします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 確かに、これはまちの駅の皆さんの御協力で、お弁当が売れたということも大きな効果だと思いますし、それよりも笠松町にはこんなに多くの飲食店があったんだと。実際、私も同じ業界にいて、初めて知るお店が実は幾つかありました。

これは大きなきっかけになりますが、この後のテークアウト事業等はやっぱり各店舗の経営努力に委ねられるんじゃないかと思います。

民間の立場から言いますと、自分たちでそういったものは知恵を絞ってやっていくのは、これは当たり前のことでございます。その面でどうしても不足な部分は行政とか商工会が援助させていただくのは当然であります。最終的にはやっぱりそれぞれお店のスタイルとか客層とか、またいろいろな事情も違ってくると思いますので、そこは資本主義の社会でございますので、それぞれがしのぎを削って少しでも売上げを伸ばして頑張っていく、それが全体に集まれば笠松町の飲食店のみならず、商工業全体の盛り上がりにつながると思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） ありがとうございます。

非常に前向きな御答弁をいただきまして、商店街の方に努力してもらわないかんですけど、当然、一過性に終わらないで、できれば今後は継続的にこういう事業が続けられるといいなというふうに思っております。

続きまして、一般的なクーポン券の利用でございますが、先ほど御答弁がございましたが、

27%から21%に、実際の使用率は違うわけでございます。一般的な新聞等に入ってきますクーポン券のチラシでございますが、0.3%から7%ぐらいの利用料しかないということでございますが、今回のようなコロナ禍における商工会に対しての補助事業でありますので、そんな低いところを目標にしてもらっては困りますということで申し上げたいと思います。

例えば、5,000円の現金を支払って8,000円の買物ができるというプレミアム商品券でございますが、仮にということで私は考えてみたわけです。例えば商工会のために使ってやろうとか、協力しようという意思のある方にそのクーポン券、プレミアム商品券を買ってもらえれば、もっとたくさんの金が商工会に落ちたのではないかと、落とすことができたのではないかというふうに思ってちょっと計算をしてみたわけでございますが、その場合、例えば約2,000冊を売れば現在3,000円のものこの実績よりも1.3倍の売上げが達成することができるという状況でございますので、そういうプレミアム商品券についての検討は最初からされなかったのか、そこら辺についてお尋ねをいたします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 検討はしましたが、まず1つ、手持ちの資金がなかったということと、もう一つはやっぱりスピード感を持ってやる。

どうしてもプレミアム商品券というのはしっかりとしたもので、偽造防止等がありますとどうしても時間がかかってしまう。そして何よりも、今回、なぜ飲食店に絞らせていただいたかといいますと、御承知のように、第1波のときに最も打撃を受けた、今もそうなんですが、宿泊業と飲食業だったわけです。特に、飲食業の場合は現金商売でありますので、やはりそこでいわゆる資金繰りが苦しいお店がたくさん出てきて、もう潰れるのではないかという、そういう悲鳴も実際私のところにも届いておりました。

スピード感を持ってやるということで、確かに今、議員がおっしゃられたように、そのプレミアム商品券だともう少し幅広く使えて効果もあったかもしれませんが、あの時点ではあのやり方しか、申し訳ないですが、思いつかなかったというか、一番的確だったというふうに判断して実行させていただきました。

〔3番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） ありがとうございます。

それでは、次の質問でございますが、本クーポン券を町内全世帯にくまなく配付する方法として、住民基本台帳に記載されている世帯情報と連動したシステムで打ち出しをした定額給付金申請書に同封するというふうに先ほど答弁がございましたが、確かに確実でございます、そのとおりだと思います。

恐らく、商工会としては商工会のメンバー、約600店舗でございますが、その方の多分住所

しか把握しておられないというのが通常な考え方だと思います。そういう補助団体といいますか、補助事業をこれから委託する商工会のチラシを町の文書に同封することがいいかどうかということについてお尋ねをいたします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） もちろん、その内容にもよると思いますが、今回のように町と商工会が連携してやる事業には問題はないと思っております。また今回そういうチラシを入れさせていただいたのは、確かに事務の効率性というのがありますが、当時のことを思い起こしていただきたいと思います。定額給付金、一刻も早くということでありました。もしこれを、例えば郵送で別にしますと、その分が職員なりスタッフが取られてしまう。そうすると、またこれは1週間、また10日延びてしまう。

笠松町は、定額給付金におきましては県内でも1、2を争うぐらいのスピード感をもって、非常に喜ばれておりました。

私の中の考えとしましては、事業においては優先順位をつけて、たとえある程度のいろいろな細かいことはあるかもしれませんが、あの時点におきましてまず一番は、定額給付金ということで、その際にクーポンも一緒に入れて行うことが両方にとってメリットがあったと、そういうふうに判断させていただきました。

〔3番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） 言われることは分かります。分かりますが、私個人としましては、協働で事業を進めたということと、町の文書に商工会の文書を入れるということは、多分私は違うというふうに理解をしております。これは別の問題になりますけれども、クーポン券の、先ほど言ったように、実際に発行すれば85万円の経費とか事業が削減できたという話でございますが、私はそういう問題ではないというふうに思っております。

入れるかどうかというのが、多分、判断の分かれ道になるのではないかなと思っております。

もう一つここでお尋ねしたいのは、補助事業ではなくて委託事業にされたらどうかというふうにお尋ねをしましたが、委託事業ということは先ほど申しましたが、考える余地はなかったのかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

今回、補助事業とさせていただきましたのは、事業主体が商工会であります。それで、商工会の提案を基に町も一緒になって事業を進めたということで補助をさせていただきました。

委託事業になりますと、町で全てを制度設計してそれを商工会に委託するということになってしまいます。スタートというか、基が商工会からの提案というか、そういうお話もあり、町

もそれに賛同をして一緒にやっていくということで、商工会が主体になりましたので、今回は補助事業ということで進めさせていただいたというところでございます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○3 番（高橋伸治君） 非常に苦しい答弁をありがとうございました。

先ほどの答弁の中で、最初からずうっと協働してやってきたというのと若干違うような気がします、取りあえず了解をしました。

最後でございますが、このテイクアウトクーポン券の件ですけれども、事業費が恐らく世帯数と3,000円を掛けた場合2,700万円ぐらいがその補助事業に当たると思いますが、今回で約600万円しか使われないという状況で、残りが約2,000万円以上あるということ。第1弾、今、第2弾が来ているんですけど、第3弾についての考えはどうかというふうについて、その件をお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） これ以外にもいろいろ事業で余ったお金は、側溝の整備とかそういう投資的な経費とか、そういったものに活用していくというふうに今のところ考えておりますし、しっかりと有効に活用させていただきます。

○議長（伏屋隆男君） これをもって、一般質問を終結いたします。

日程第2 第84号議案から日程第10 第92号議案まで及び日程第11 第1号請願について

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、第84号議案から日程第10、第92号議案までの9議案及び日程第11、第1号請願を一括して議題といたします。

お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第84号議案 笠松町議会議員及び笠松町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第84号議案は原案のとおり可決されました。

第85号議案 公共施設使用料等変更に伴う関係条例の整備に関する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 反対するものではありませんけれども、言ってみれば、公共施設の大方の使用料についての見直しをされたと思っておりますけれども、この見直しをすることになったのはどのような原因と、それからもう少し詳しく、住民の負担が重くなるばかりじゃない形でいろいろ考えられているようですが、この時点でこの改革になったことについての理由をお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

公共施設の使用料につきましては、提案説明でも御説明させていただきましたように、平成17年度に実施しました行財政改革において現行の使用料を設定し、15年が経過をしております。その間に消費税率の改正や施設の老朽化による維持管理経費の上昇など、受益者負担の原則により使用料を見直す時期に来ているものと思っております。

過去3年の施設の維持管理費用に対する使用料収入の充当率は、公民館で約5%、体育施設で約25%となっております。こうした施設の多くは老朽化が進んでおりまして、近い将来、大規模改修や建て替えが必要になってくるということから、限られた予算の中で施設を安全に利用できるように維持管理することが大きな課題となっております。

このような状況の中で公共施設を継続的に町民の皆さんに利用してもらうためには、施設利用者の一定の負担は避けられないものと考えております。

この使用料の見直しにつきましては、令和2年2月に策定しました公共施設使用料金の見直しの基本方針に基づきまして、当該施設の維持管理経費と使用実績の負担割合を考慮しながら、施設に付随する設備の使用料も加味して算定をして、新使用料金の改定について公共施設の仕様ごとに提供するサービスの内容が異なることから、それぞれの施設について見直しを行いました。

そういったことが理由になりまして、今後はこういったさらに施設の管理経費の節減、抑制に努めるとともに、利用者の利便性の向上を図りながら今後も行政として公共施設をどのよう

に運営していくか、そうしたことも検討していきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 見直しの必要性についてはよく分かりましたが、そこで公民館関係では5%で体育関係では25%ぐらいのこれまでの使用料収入であったとおっしゃいましたが、じゃあ今度のこれによってどれぐらいの目標を持っていらっしゃるのかお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

新使用料につきましては、利用者の大幅な負担にならないように、平均で大体1.8倍の増加になると見込んでおりまして、これによりまして施設の先ほど言いました維持管理費用に対する使用料に対する充当率としましては、公民館で約10%、体育施設で約40%になるのではないかと見込んでおります。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） まさしく、公共施設の大方のものがこれから向かって見直しや建設をしなければならない、また危険な状況ということもありますので、この関係は、ただ使いやすくなって使ってもらえてこそになりますので、またいろいろな皆さんの声を聞きながら今後の計画も考えていただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○5番（川島功士君） ざっと見た感じで申し訳ないですけども、施設によってちょっと分からないことがあるので教えていただきたいんですけども、アンプの料金を、今度、機器の使用料も取るようになっていくんですけども、施設によってアンプの料金を取っているところと取っていないところがあるんですが、それは何か違いがあるんですか。

例えば、大ホールのところには、この中央公民館の大ホールにはアンプの使用料というのが載っていないんですけども、例えば総合会館だとあるというように、その違いがあります。

それで、笠松中学校の場合は、放送機器は貸し出さないという設定になっているんですけども、それはあくまでもそういう町ではない別の団体が借りるときには貸し出さないという考え方だと思うんですけども、教育委員会や町が使う場合は当然使うということなんだと思うんですけども、その辺の違いというのはどうして生まれているのか教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

中央公民館につきましては、大ホール等は放送設備がありますのでそちらを使っていただくということで、総合会館につきましては、ホールなどはそういった放送設備がございませんので、アンプを貸し出すということになります。

中学校等の学校開放につきましては、原則、学校の備品は貸出しをしないということです。で、こういったふうになっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） 例えばNPOさんか何かが、中学校を借りられるのかどうか分かりませんけど、借りて、例えば子供たちのために演劇を見せたいというときになったときは、そういう場合は放送施設というのは使えないんでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

今、議員さんが言われたような場合には、どういった活動をされてどういった目的で利用されるかによりまして、その都度、一件審査で利用できるかを判断すると思いますが、一件審査でそのときは対応をさせていただきます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

安田議員。

○9番（安田敏雄君） この85号議案、笠松町は昔から体育施設、また学校関係の施設ということで、近隣の町より大変多くの施設を抱えておるようなことです。

僕らも若いときから野球とか、グラウンド等を使用するのは多かったわけなんです。が、本当に多くの体育施設やら学校施設、ありがたいと思っております。

町長さんに一つだけ伺いますが、町長さん、1年半過ぎたわけですけども、今までの歴代の町長さんも町民に公平な負担、また受益者負担をかけてやるという政策がなかなか踏み切りがつかずに、今回もごみの問題やら、それも大変困っているような状態で、来年の4月から、10月からということで、事業化の問題があります。今回もこの使用料の改定、我々議会、また議員のほうも、やはりそれにはある程度の町民に対して、また町外から見えるスポーツ団体の皆さん方にも公平な負担をかけるわけでございますけれども、大変思い切った政策を町長さんもやってみえますが、今後、いろんなことで町民から反発が来るかも分かりませんし、そこら辺の町長さんの意気込みですね。

やはり負担は公平にするということを我々は今まで置き去りにしてきたような感があります。それで、公共施設も大変老朽化してきて、またまだまだこれから10年先、しっかりと足固めをしていかないと財政的にも逼迫するんじゃないかなというふうに私たちは思っているわけです。

その公平さをやっていくには子供たちの将来のためにもしっかりと財政基盤をやっていかないと考えているんですが、そこら辺、町長さん、今お考えがありましたらちょっとそれを聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 昨日の一般質問のあれではありませんが、SDGsのように持続可能なまちづくりというのがこれから必要になってくると思います。

こうした中、今議員がおっしゃられたように、公共施設も老朽化が進んで、やっぱりこれは様々な、学校も含めましてですが、修繕が必要となってきます。

こうしたごみを含めて、痛みを伴う改革というのは確かに町民の皆様にとっても非常に大きな負担になりますし、また批判もあると思いますが、ただ、いつまでも先延ばしにしていたら、結果的にツケは将来に、子供たちに残る。また、そういったことでずるずると財政的にそういったものにお金を出していくと、笠松町は決して財政的に豊かなところではありません。いずれじり貧になって、何かやろうとしたときにもうお金がないよ、そういったことになってしまうと、これは先ほどのお話ではありませんが、これから子供や孫たちに、あのときどうしてやってくれなかったのと、そういうふうに言われるようなことになりかねません。

ですので、私は自分がやるときはたとえどんな批判を浴びてもやるべきことはしっかりやっていく、これが政治家の矜持だと思っております。そういった意味で、いろいろ積極的に取り組ませていただきますが、でもやっぱりそれをやるには議員の皆様方の後押しがあってこそその方向性だと思いますので、またこれからも皆さんと一緒にこういったことに対しては真剣に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いしますと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○9番（安田敏雄君） ありがとうございます。

町長さん、大変意気込みを聞かせていただいたわけです。

今回のこの体育施設等の使用料の問題、教育文化部のほうも知恵に知恵を絞ってこの金額を決めるのにも大変だったろうと僕は推察いたします。

町長さんにおかれましても、教育委員会の問題、また広域連合の消防、また競馬場、それからこの笠松町の抱えているいろんな問題、やはり一つずつ、今財政的にも、また来年特に税収が落ちると思いますので、そこら辺もしっかりと先を見据えて、今回のこの使用料の問題、ごみの問題、そういうことに邁進していただけるよう要望しておきますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第85号議案は原案のとおり可決されました。

第86号議案 笠松町公共施設の共通使用手続に関する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） この使用手続に関する点では、私が落としていなければ、1つは利用申込みの方法を統一する、それからシステム利用によって行う、キャンセル料を頂くようになりますということの中身だと説明されたと思っておりますが、そのそれぞれについて、体育関係と文化関係とでは少し違うのではないかと思います、もう一遍説明して、皆さんに分かるように伝えていきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

システムの利用者登録資格につきまして、今までは、公民館につきましては使用月の1か月前から先着順で使用可能としておりましたが、体育施設同様に使用月の2か月前から予約システムで受付をしまして、競合をした場合には、抽せんにより利用団体を決めていきます。

利用登録においては、施設利用の抽せん申込みの権利等の増加を目的とした複数の登録を行っていることから、このシステムですね、利用の登録料を設定しまして、より公平な利用を図ってまいりたいと思っております。そこで、新規の登録につきましては1,500円、更新登録につきましては1,200円という設定をさせていただきました。

キャンセル料につきましては、現在、前日までのキャンセルにつきましては全額還付、または振替としております。使用日の直前にキャンセルがあった場合には、ほかの予約が入りにくくなりますし、当日まで予約を入れたまま利用しない団体も見受けられましたので、効率よく利用していただくため、自己都合でのキャンセルの場合は使用日の6日前からキャンセル料の対象といたします。自己都合でのキャンセルにつきましては、使用日の6日前から2日前までは使用料の5割、使用日の前日からは使用料の10割がキャンセル料として発生することになります。以上でございます。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第86号議案は原案のとおり可決されました。

11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第87号議案 笠松町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） まず、緑ごみの意見も取り入れていただいて、この説明によりますと、松枝で8時半から9時半、総合会館で10時半から11時半、13時30分から14時30分は自己搬入施設でと。これは緑会館の近くに造られるというお話だったと思いますが、これで出発して、もしいろいろ問題があればまた考えていくというようなことは考えられるのかどうなのか、余裕があるのかどうなのか、まずお尋ねします。

それから、指定ごみの袋については一般質問させていただく中で、年間の経費につきましても生活保護の方たちの暮らしの中でこの負担は大きいと思うし、その他の高齢者の年金の少ない人にとっても、ごみは必ず出ますので、本当に全ての人にかけていくというところをどのように考えられ、何か対策はないのか、まずその点をお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1つ目、緑ごみの回収を実施してみて、その後変更ができるかというところでございます。現在、いろんな御要望もお聞きし、業者とも調整をして、まずこの時間帯、この日にち

で設定をさせていただきました。

もちろん、これを実際に4月から実施をしまして不都合等が出てきましたら、また業者等とも協議をして変更は可能であるというものでございます。

あと、その指定袋の生活保護の方、低所得者の方ということでございます。

原則的には受益者負担の原則ということで全員の方に負担をお願いしたいわけですが、生活保護ですとか低所得者に関しましては、いろいろ住民のお声もお聞きし、福祉施策ということで検討を進めてまいりたいと思っております。

今現在ではそれを実施する、実施しないという結論は出ておりませんが、今後の課題ということで検討は進めていきたいと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） そこで、自己搬入施設というのを緑会館そのものを使うのか、全く別の形でこの電話の設置だとかいろいろ言われましたのは、その緑会館と併せてなのかを1点と、それからこの自己搬入施設そのものの運営というか、それは業者の方をお願いしていくのか、笠松町の中の職員の中の任務の中で行われるのか、その点、お尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

まず、緑町のこの自己搬入施設といいますのは、緑会館から南へ50メートルぐらい行きました30台ぐらい駐車ができるスペースがあります。そこを粗大ごみの自己搬入施設ということで、今回、補正予算で提案させていただきますが、そこを整備してプレハブであるとかトイレであるとかを整備して、粗大ごみを持ってきていただく場所にしたいと思っております。

同じく緑ごみの回収も第2、第4土曜日の13時30分から14時30分に、その場所で実施をしていきたいと思っております。

管理につきましては、町ではなく業者にさせていただくことになっております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） いろいろのごみの関係の、例えば大型ごみで個別で収集をお願いしたりするのなど、常に業者の方と、何日に出してほしいので取りに来てくださるように言ってくださいという形を取るのか、業者と直接やるのか。

それには、例えば緑ごみですと第2と第4のこの日だけそこに業者はいるけど、ふだんのときはここではないですね。そうすると常に町民の皆さんには2か所のもちろん業者の方に負担させて、電話の受け答えやいつやるとか、住民との決め事は行政さんとやるわけですので、

そうした負担についてもきちっとお話し合っているのでしょうか。負担をかけると思いますけれど。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） まず、その粗大ごみの持込みにつきまして、粗大ごみの受付センターということで、こちら、業者にそのセンターを運営というか、窓口ですね、電話の対応をしていただくことにしております。

これにつきましては、この委託料の中にこのセンターの運営についても含まれているということでございます。

全て窓口は、業者が行っている受付センターで電話対応等をしていただくということでございます。

粗大ごみにつきましては第3日曜日からその次の金曜日までの6日間、ここの自己搬入施設開設時間に業者がそちらのほうに行っておりますのでそこに搬入していただくということになりますし、緑ごみにつきましても第2第4土曜日にこの時間帯に業者がそこに出向いて回収をするという形になっております。

この緑ごみの回収につきましては、基本的には今まで燃える大型ごみに出していただきました大きな枝、それを今までは、大型ごみですと2か月に1遍出すものでしたが、月2回ということを出す機会を増やしております。

ただ、土とか汚れているものについては普通の家庭の燃えるごみ、有料の指定袋に入れて出していただくということでございます。

個別回収につきましても、先ほどの受付センターに電話をしていただきまして、その家に取りに行く時間を調整していただいて取りに来ていただくという形になります。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○9番（安田敏雄君） この12月議会は、この87号議案は料金を10月1日から値上げするという条例ですので、その後、ルールとかまたどういうふうにするということはまた次の議会のほうで。4月1日から変わるものと10月1日から変わるものと、また町民にもしっかりと示さないといけない。今日はこの議会でこの条例は進んで採決していくのですが、まず一番問題は町民にこの限られた時間でこの議決した料金の改定ですね、指定ごみの袋とか。それはそれで待ったなしで町民には知らせないといけないのですが、これは10月1日施行ですので、この4月1日からのごみのカレンダーはどうなるのか。

このごみの指定袋の導入で、今までのその例を見るとごみの排出量が2割ぐらい、減量になるんじゃないかなという予想ですので、町民に対して、今日議決した場合には、その広報に1月、2月号で一回知らせるのか。

今日は議案のあれだけです。また今、長野さんがいろいろ質問されたけど、次から次へまた質問をします。緑ごみとか大型ごみの出し方とか、また個別収集とかいろんな問題が出てくると思います。今回はこの12月にこれを議決しないと指定袋も作らないといけないし、販売場所も今から選定しないと前へ進みません。そこら辺、企画部長、今の考えをちょっと聞かせてください。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） この条例を御議決いただいた後の周知ということで、早速、広報1月号にこの4月から変わることと、10月からの有料化について周知をさせていただきます。あわせて、ホームページでありましたり、SNSも通じて周知をさせていただきます。

また、4月に配付するごみのカレンダーにも、10月からの有料化についても記載をさせていただきますし、今ごみのシールをお配りしてあります。その中にも10月から有料化という文面も入れさせていただいて周知をしていきたい。あわせて、来年になりましたら町内会長さんにも御説明をいたします。

ただ、このコロナ禍の関係でもありますので、開催方法もいろいろ検討していただきたい。集まってくのがいいのか、何かチラシを配るのか。いろんな方法がありますので、あらゆる媒体で周知等はしていきたいと考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○9番（安田敏雄君） ありがとうございます。

ごみの指定袋有料化じゃなくて、ごみを少しでも削減すること。町民はそれをごみの有料化、有料化といって、それが先走ってしまうと我々議員にも町民から反発が来ますので、やはり少しでも、1割5分、2割を削減するためにも皆さん御協力願いますというようなことで、また町内会とかごみ減量推進委員とか、そういう席でもまた知らしめていただきたいと思います。我々これを12月議会で議決して、まず第一歩ですので、そこら辺をまたよろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○5番（川島功士君） こうしてお金を頂いて処理をしていくということになるという方向性を示していただいているわけなんですけれども、要はごみの量を減らしていくということが目的なわけですね。

この間も3,000万円でしたか、4,000万円弱の削減効果を見込んでいるということだったんですけれども、当然、各市町が有料化して競うようにしてごみの削減をしていくわけですね。

そうすると、今まで投入量だけではなくて、基本的に施設に払うべき、今は民間のところですが、新しいところができるときにはそれぞれの市町に分担する負担金というのが出てくると思うんです。各市町が全部減量化してくればその施設を維持するための費用というのが賄えなくなれば、その計算式が変わってくるという可能性はありませんかね。

そうすると、みんなが一生懸命減量をしたがゆえに、施設を維持するために払う負担金の計算式が変わって結局その値上がりになっていくという、それを造ってしまった以上、維持していかなければならない、そこで処理していかなければならないということを前提にすると、処理する費用は、投入している市町で分担しましょうということになっていくのではないのでしょうか。そういうことというのはどのように考えていますかということです。

3,000万円ほど、4,000万円ほど浮かせていった中で、数年後、10年後になるか、施設ができただで値上げをせざるを得なくなっていくというようなことというのは前提として考えられるのかどうかということがまず1点。これは事業系のごみを最初有料化したときに、現場で10キログラムは量れないので収集業者と事業者とが話し合ってみたいな話があったと思うんですけれども、今度、この粗大ごみとか不燃ごみとか10キログラム、粗大ごみ10キログラムごとに持っていけば200円ということなんですけど、これは10キログラムまでは200円で10キログラムを超えると20キログラムまでが400円という計算だと思うんですけれども、こういうものというのは消費税というのは非課税なのか入っているかということと、それと例えば袋ですね。有料袋を購入する際に、その有料袋の中には消費税というのは含まれているのか、含まれていないのか。そういうものはどういような考え方になっているのか。

50円のうち原価が10円とか何とかでというような話だったんですけれども、その中に消費税というものが含まれているのか、含まれていないのか。買うときには消費税というものが必要になるのかどうかということの2点。

それと、さっき言った10キログラムというのをどのように正確に量るのか、その辺のところはどのように考えていますか。

例えば、施設。さっき言った緑会館の駐車場の施設の持込み施設であれば、簡易的なものであれ何であれ、何らかのものはできると思うんですけれども、なかなかパッカー車で回っていくのに粗大ごみを量るというのは難しい現状があると思いますが、誰もが町民の方が納得できる計量方法というのはどのように考えておられますか。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

まず1点目、新しいごみ処理施設の関係で減量が進めばというお話ですが、実は、この現在負担をしている割合というのが各市町の一般廃棄物の処理基本計画の目標値を基に負担をしております。

令和元年度につきましては、その目標値と実際の開きが700トンぐらいあるというようなことで、まずその減量をしてその目標値に進めなくてはいけないということで、その減量に現在取り組むということでもあります。

その施設の維持管理につきましては、そのごみの投入量、全体の中の負担ということになりますので、減れば少なくなってくるということだと思います。

この手数料に消費税が含まれているかということでございますが、こちら、処理手数料には消費税は含まれている、内税ということでございます。

こちらにつきましても、行政で取り扱うものの中には課税対象外というものはありますが、やはりごみの処理に関しましては民間事業との競合するところもありまして、民間企業だけが課税をしてしまうと民業圧迫というようなことにもなってしまいますので、そういうのを考慮して課税扱いとしているということで、このごみの手数料については課税をしている。この条例に関しては内税ということで考えております。

その量り方につきましては、はかりスケールを購入いたします。ですので、持込み施設にはもちろんそこにありますし、個別収集に行く場合もそれを持って行ってその重さを量ってそこで10キログラムごとでの判断をします。

10キログラムごとですので、10キログラムで200円、20キログラムで400円というような形で、10キログラムごとに200円ずつというような計算になるものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） 消費税が入っているということでしたけれども、例えば、先ほどの袋ですね。1枚50円という袋が消費税が入っているという前提でいうと、先ほど3,000万円、4,000万円弱浮いてくるというのは消費税を省かれた金額で算出されていたのでしょうか。その辺のところはそのときに説明がなかったものですから、消費税のことについては、どのような状態になったのでしょうか。

それは、要するに商工会が消費税を預かったということで払うという形になるのでしょうか。その辺はどういうふうな形になるのかお知らせください。

それと、はかりを持っていくという点は了解いたしました。いろんなはかりがありますし、取りあえず何とかかなと思います。

目標値があって今700トン多いからそれを減らさないかん。各市町もそういう状態だと思うんですけども、各市町が目標値を下回ってさらに来た場合に負担金が減ってくるということになると、施設の維持ができなくなってくるんじゃないですか。その辺はどう考えますか。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） まず、施設の関係でそのごみが減量するということでご

ざいますが、実際にはその施設に係る維持経費というのは定額というか、係ってくるものに対してそれぞれの市町の投入量でなりますので、その投入量での負担ということで、その負担が減れば減ります。そうすると、向こうの維持も、燃料とかも減りますので、全体の維持管理費も減って、それに対する負担割合ということになってくるんだと思います。

ただ、実際に減量するその一般処理計画、各市町のその減量した目標での今計算とか試算をしておりますので、さらに減るということはあるがたいことなんですけど、まずそこまでを目標に減らしていきたいということでございます。

ごみ袋、その消費税を、3,000万円の削減ということでございますが、その消費税、内税を含んだ形での計算をしております。

その消費税の関係でございますが、もちろん国や地方公共団体が課税対象となる取引を行った場合には、消費税の納税義務者というふうになるわけなんですけど、その消費税法の中で、国や地方公共団体の一般会計については仕入れ税額控除の特例というのがございまして、受け取った消費税と支払った消費税を同額とみなすという規定がございますので、その税務署に納めるようなこともないということになります。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） 分かりました。

言い方は悪いんですけど、消費税は非常に自治体にとって有利だと、という考え方も一つあるなというふうに思います。

それと、じゃあ言いますが、今後、組合構成市町の投入量がどんどん減ったことによる負担金の割合じゃないですね、割合は一定だとしても負担金が増えるということはないというふうに考えてよろしいですか。その点だけお願いします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 御承知のように、施設組合は2市2町で構成されております。岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町であります。この中で、人口も少なくてごみの排出量が少ないのは笠松町でございます。

今、この場で私どもがそれをどうするかということは、なかなか言えない部分があります。管理者は岐阜市でありますし、場所は羽島市でございます。ですので、今、それ以外にこのごみの問題というのはまず減量化だと思います。今回、ごみの有料化という言い方は適切かどうかしれませんが、段ボールコンポストもあります、いわゆる電気のごみ処理機もあります。まずは、ごみの中を減量してから、こういう流れをつくっていく中で、まだ時間もありますから、10年。その中で笠松はこれだけ頑張ったから、またほかの市町も頑張ったからどうするかという、まだ結果も出ていないのにこの段階でこれを議論するというのはちょっと何かまだ皮算用

な気がしますので、まずは皆さんで減量をしましょうよと、そういう呼びかけをしていきたい
なと思っております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） いろいろ質問をさせていただき、なお反対ということですが、地方自治法227条によることから言えば、全ての町民全体に負担がかかる問題。取りあえず、所得の少ない方たちに対しては福祉の関係で考慮していただけるというお返事はいただきましたけれども、やはりこれまで笠松が本当に誇りを持って、こうして燃やしてしまうごみ袋にお金をかけるのはしたくない、そういう下でいろんな工夫をされてまいりまして今日に至りましてですけれども、やはりこの地方自治法227条に従うという点での中身で言えば、やはり多くの住民に負担をかけていくごみ袋に有料化をつけるということについては反対をいたします。

○議長（伏屋隆男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第87号議案は原案のとおり可決されました。

第88号議案 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第88号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午前11時47分